

市長らが「1日民生委員・児童委員」として活動した



平成30年に迎えた、東京における民生委員制度創設100周年にあわせ、加藤市長、福島副市長、川越教育長、秋山社会福祉協議会会長が「1日民生委員・児童委員」として活動を行いました。

総務係（福生市民生委員・児童委員協議会事務局） ☎551・1522

介護予防講演会「今日から始めよう！認知症予防」

人は年を重ねると、身体に不具合が生じやすくなります。認知症もそのひとつです。認知症予防につながる生活とは何か、今日から取り組めることは何かを、一緒に考えてみましょう。

【日時】6月23日(土)午後2時～4時

【場所】もくせい会館3階

【定員】先着80人

【講師】植田宏樹氏（秋川病院院長）

【申込み】6月1日(金)から電話で介護福祉課地域包括支援センター係 ☎551・1537へ。

「いきいき体操教室（第3回）」参加者募集

介護予防教室に参加した方が継続して身体機能を維持していくことを目的とし

た、運動中心の教室です。

【対象】65歳以上で介護認定がない方、または総合事業対象者に該当しない方

※原則、介護予防教室（元気はつらつ教室、いきいき体操教室）に参加したことがある方

【日時】7月4日・11日・18日・25日、8月1日・8日・15日・29日の各水曜日午前10時～正午

【場所】中央体育館

【定員】20人（定員を超えた場合は抽選）

【講師】体育協会スポーツ指導員

【申込み】6月15日(金)までに往復はがき（当日消印有効）でお申し込みください。

【往復はがきの書き方】

【往信・表】〒197-0005 福生市北田園2-9-1 中央体育館内福生市体育協会

【返信・裏】①いきいき体操教室（第3回）②氏名 ③住所④電話番号

【返信・表】ご自分の住所・氏名

【返信・裏】無記入

【問合せ】体育協会 ☎551・0211

初心者歓迎 インターバル速歩実践会～インターバル速歩で10歳若返ろう！～

インターバル速歩は、「ゆっくり歩き」と「ゆっく

り歩き」を3分ごとに交互に繰り返す、簡単なウォーキング法です。その効果や歩き方を一緒に学び、実際に歩いてみませんか？

【日時】6月21日(木)午後1時～2時30分ごろ

【場所】中央体育館2階主競技場

【定員】先着20人

【申込み】6月5日(火)から電話で保健センター ☎552・0061へ。

市内在住の50歳以上（平成30年4月1日現在）の男性を対象に実施します。

【期間】6月1日(金)～10月31日(水)

前立腺がん検診のお知らせ

市内在住の50歳以上（平成30年4月1日現在）の男性を対象に実施します。

【場所】市内指定医療機関

【定員】100人（定員を超えた場合は抽選）

【検診方法】医療機関による個別検診（国民健康保険に加入している50～74歳の方および75歳以上の方は、市で実施する健康診査と一緒に受診できます。）・血液検査

【申込み】6月15日(金)までに市ホームページから電子申請（6月15日(金)午後10時まで）または、往復はがき（当日消印有効）でお申し込みください。

【往復はがきの書き方】

【往信・表】〒197-0001 福生市福生2-1-25-3 福生市保健センター

【返信・裏】①住所②氏名③生年月日④年齢⑤電話番号⑥前立腺がん検診希望

【返信・表】ご自分の住所・氏名

【返信・裏】無記入

【問合せ】保健センター ☎552・0061

7月の女性悩みごと相談～羽村市との共同事業～

自分自身の生き方、家族や職場の人間関係、配偶者や恋人からの暴力など、女性が抱えるさまざまな悩みごとの相談をお受けします。

＜福生市の日時・場所＞

11日(水)・25日(水)午前9時～午後1時・市役所1階第1相談室

＜羽村市の日時・場所＞

4日(水)・18日(水)午後1時30分～4時30分・羽村市役所1階市民相談室

【申込み】福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へも申込みが可能です。予約制で先着3人まで。予約は、相談日の1か月前から福生市秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529、羽村市市民相談係 ☎555・1111（内線541）へ。

心身障害者医療費助成制度（マル障）に関するお知らせ

■8月1日から一部の方の負担上限額が変わります

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、平成30年8月1日(火)からマル障受給者証をお持ちの住民税課税者（負担者番号が80136から始まる受給者証）の方の負担上限額が変わります。

診療区分	自己負担割合	負担上限額
通院（外来）	医療費の1割（変更なし）	14,000円/月 144,000円/年
入院	医療費の1割（変更なし）	57,600円/月 (過去12か月以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から上限額が44,400円に下がります。)

※なお、住民税非課税者（負担者番号が80137から始まる受給者証）の方については変更はありません。

■精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、平成31年1月1日からマル障の対象となります

平成30年11月1日(木)から事前受付を開始する予定です。ただし、所得制限基準額を超える方、生活保護受給中の方等は対象外となります。また、65歳になる前までに申請しなかった方も対象外となりますが、経過措置として、手帳交付日が平成30年12月31日以前でかつ有効期限のある精神保健福祉手帳1級をお持ちの方は、平成31年6月30日までの間に限り、65歳以上でも申請ができます。

【問合せ】障害福祉課 ☎551・1742

第7期介護保険事業計画期間（平成30年度から平成32年度まで）の制度改正について

■介護保険制度の主な改正点

＜平成30年4月から＞

○所得指標の見直し…第1号被保険者（65歳以上）介護保険料の算定の基準となる合計所得金額について、短期・長期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、特別控除額を控除した額となりました。さらに、第1段階から第5段階は、公的年金等に係る雑所得金額を差し引いた額となります。

○介護医療院の創設…日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されました。

＜平成30年8月から＞

○利用者負担が2割の方のうち特に所得が高い層の方は3割に変更…本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が、単身世帯で340万円以上、世帯内に2人以上の第1号被保険者がいる場合は463万円以上の方がサービスを利用したときは、利用者負担が3割になります。ただし、月額44,400円の負担上限があります。

○高額医療合算介護（予防）サービス費算定基準の変更…医療保険における現役並み所得（課税所得145万円以上）の方について、所得区分が現役世代と同様に細分化され、課税所得380万円以上690万円未満の方は限度額が141万円に、課税所得690万円以上の方は限度額が212万円に変更となります。

＜平成30年10月から＞

○福祉用具の貸与価格に上限設定…福祉用具の商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます。利用者に対して、事業者から全国平均貸与価格とその事業者の貸与価格の説明と、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示を受け、福祉用具を選ぶことができるようになります（複数商品の提示は平成30年4月から）。

■制度改正の内容等を記載した介護保険べり帳（パンフレット）を全戸配布します

【問合せ】介護福祉課介護保険係 ☎551・1764